当選人の決定方法

〇比例代表選挙以外の選挙での当選人の決定方法

国政選挙の比例代表選挙以外の選挙や地方自治体の長の選挙は、得票数が一番多い人が当選人 となり、地方公共団体の議員の選挙は、得票数の多い人から順次、定員に達するまでの人を当選 人と決定していきます。

ただし、法定得票数以上の得票が必要です。

〇衆議院比例代表選挙での当選人の決定方法

法律で定められた選挙区(ブロック)ごとに政党等の得票数に基づき、ドント式といわれる 方法により当選人を決定しています。

ドント式の計算例(定数10人の場合)

名簿届出政党等		A党	B党	C党	
名簿登載者数		10 人	7人	5人	
得票数		4, 800 票	3, 000 票	1,800票	
	1	① 4,800.00	② 3,000.00	4 1, 800. 00	
	2	③ 2, 400. 00	⑥ 1, 500. 00	10 900.00	
	3	⑤ 1,600.00	⑧ 1,000.00	600. 00	
	4	⑦ 1, 200. 00	750. 00	450. 00	
除	5	9 960.00	600.00	360. 00	
数	6	800. 00	500. 00		
	7	685. 71	428. 57		
	8	600. 00			
	9	533. 33			
	10	480. 00			
当選人の数		5人	3人	2人	

A党、B党、C党がそれぞれ候補者を10人、7人、5人と名簿に登載し、得票数が4,800票、3,000票、1,800票であったとします。

- ①まず、各政党の得票数をそれぞれ名簿登載者数の数まで除数で割っていきます。
- ②表のように、割った答えを数字の大きい方から順に定員数まで選んでいきます。
- この事例の場合、A党が5人、B党が3人、C党が2人当選となります。

次に、衆議院比例代表選挙は、拘束名簿式であり、当選人となるべき順位についても記載されます。

また、衆議院比例代表選挙は、衆議院小選挙区選挙と重複立候補が可能であり、衆議院小選挙 区選挙に当選すると衆議院比例代表選挙では、名簿に登載されていないものとみなされます。 各政党での当選人の決定方法は、次のようになります。

名簿による届出候補者(比例代表選挙)							
届出時の	順位		当選 順位				
	1	Α		1			
重複	2	В		_			
立候補	2	С	惜敗率 80%	3			
(同一順位)	2	D	惜敗率 90%	2			
	5	Ш		4			

候補者 (小選挙区)								
小選挙区名	氏名	当落						
	•							
・・・選挙区	В	当						
・・・選挙区	С	落	惜敗率	80%				
· · · 選挙区	D	落	惜敗率	90%				
	•							

この政党の獲得議席数は2議席、名簿届出候補者については、A、B、C、D、E、5名の候補者を1番にA、2番に重複立候補者であるB、C、D、5番にEの順で名簿に登載したとします。

当選順位は、1番目がA、次の届出順位2番の内、Bは衆議院小選挙区選挙で当選したため、 名簿に登載されていないものとみなされ、CとDについては、惜敗率(小選挙区選挙において、 最多得票者数に対するその候補者の得票の割合)が高いDが2番目、続いてCが3番目となり、 最後の4番目がEということになりますので、この事例の場合は、AとDが当選人となります。

○参議院比例代表選挙での当選人の決定方法

参議院比例代表選挙についても衆議院比例代表選挙と同じようにドント式で行い、政党別に 議席数を決定していきます。

ただし、参議院比例代表選挙の場合は、非拘束名簿式であり、候補者個人への投票が可能となるため、計算のもとになる得票数は、政党ごとに政党名と候補者名の合計の得票数となります。

また、政党内での当選人の決定方法は、特定枠名簿搭載者(全国的に支持基盤を有するとはいえないが、国政上有為な人材等が当選しやすくなるよう参議院名簿搭載者と区分して順位を記載した参議院名簿搭載者)を優先し、続いて候補者個人に対する得票数が多い人から順に当選していくようになります。

なお、参議院比例代表選挙は参議院選挙区選挙との重複立候補は、認められていません。